

第4期和歌山県教育振興基本計画

令和5年4月

和歌山県教育委員会

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の策定について

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 1 |
| 4 | 計画の推進と進行管理 | 1 |

第2節 教育を取り巻く状況

| | | |
|-----|-------------------------|---|
| 1 | 国の状況 | |
| (1) | 第4期教育振興基本計画の策定 | 2 |
| (2) | こども基本法の成立・こども家庭庁の設置 | 3 |
| 2 | 本県の状況 | |
| (1) | 特筆すべき課題 | 4 |
| (2) | 第3期和歌山県教育振興基本計画の主な成果と課題 | 6 |

第2章 計画の方向性～和歌山らしい教育をめざして～

第3章 「和歌山らしい教育」へのアプローチ

基本的方向1 成長の基盤となる資質・能力の獲得

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 幼児期における心身の調和ある発達 | 16 |
| 2 | 確かな学力の向上 | 18 |
| 3 | 豊かな心の育成 | 19 |
| 4 | 健やかな体の育成 | 21 |

基本的方向2 より深い学びにつながる学校教育の充実

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 子供たちの安全・安心を守る取組の充実 | |
| (1) | いじめを許さない学校づくり | 22 |
| (2) | 不登校児童生徒への支援の充実 | 23 |
| (3) | 命や体を守る教育や環境の充実 | 24 |
| 2 | 特別支援教育の充実 | 25 |

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 3 | 学校教育の魅力化・特色化 | |
| | (1) 高等学校等における教育の充実 | 26 |
| | (2) これからの社会を担う自立した人材の育成 | 27 |
| | (3) 広い世界へはばたく人材の育成 | 28 |

基本的方向3 学校教育の実効性を高める環境の整備

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 今日的な課題に対応した学校の機能強化 | |
| | (1) 魅力や活力を備えた学校の整備 | 29 |
| | (2) 教育の情報化及び教育 DX の推進 | 30 |
| 2 | 学校・家庭・地域の連携・協働 | 32 |
| 3 | 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進 | |
| | (1) 教職員の資質・能力の向上 | 33 |
| | (2) 教職員の勤務環境の改善 | 34 |

基本的方向4 一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 生涯学習の機会の充実 | 35 |
| 2 | 豊かなスポーツライフの推進 | |
| | (1) 生涯スポーツの推進 | 37 |
| | (2) 競技スポーツの推進 | 38 |
| 3 | 文化芸術に親しむ環境の充実 | 39 |
| 4 | 文化遺産の保存と活用の推進 | 40 |

基本的方向5 多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 人権教育の推進 | |
| | (1) 学校教育における人権教育の推進 | 41 |
| | (2) 社会教育における人権教育の推進 | 42 |
| 2 | 多様な背景をもつ人を支える取組の推進 | 43 |
| 3 | 多様性を認め合う教育の推進 | 44 |

第 1 章 計画の策定に当たって

第 1 節 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

変動が激しく、予測困難であるなど、閉塞感を感じることが多い時代であるからこそ、今日、未来に対し希望を抱き、挑戦し続ける活力を育むことが教育に期待されています。そのような観点に立って、今後 5 年間の本県教育の方向性を示した『第 4 期和歌山県教育振興基本計画』を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて定める、本県における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、本県長期総合計画の教育部門計画としても位置付けられ、今後 5 年間で本県教育が「めざす姿」を示すものです。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

平成 21（2009）年度に『和歌山県教育振興基本計画』を策定して以降、5 年ごとに計画の見直しを行い¹、第 3 期にあたる同計画は、令和 4（2022）年度に最終年を迎えました。今回策定する『第 4 期和歌山県教育振興基本計画』は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間を計画期間とします。

4 計画の推進と進行管理

県民の理解と参画による「和歌山らしい教育」の実現をめざして、第 3 章の各項目について、〈めざす姿〉及び〈めざす姿の実現に向けた取組〉とともに、〈めざす姿の進捗に関する指標〉を示しています。また、本計画を着実に推進するため、計画期間中の毎年度当初に『和歌山県の教育の要点』を、年度末に『教育委員会事務の点検及び評価報告書』を作成することにより、PDCA サイクルを確立します。なお、本計画では、本県が今後 5 年間で推進する教育について示していますが、教育を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題等に迅速、柔軟に対応するため、計画期間の途中に見直しを行う場合があります。

¹ 『第 2 期和歌山県教育振興基本計画』の計画期間は、当初平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間としていたが、平成 29 年に『和歌山県長期総合計画』が改訂されたことに伴い、第 3 期計画を 1 年前倒しで策定し、その計画期間を平成 30 年度から令和 4 年度とした。

第2節 教育を取り巻く状況

1 国の状況

(1) 第4期教育振興基本計画の策定

国では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング²の向上」を2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として掲げる『第4期教育振興基本計画』の策定作業が進んでいます。同計画では、これらの相互循環的な実現が図られるよう、以下の5つの基本的な方針が示されています。

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育³、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD⁴等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システム⁵の推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I⁶）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

² 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

³ STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Art）を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

⁴ 「持続可能な開発のための教育」を表す英語（Education for Sustainable Development）の頭文字を取ったもの。

⁵ 障害者の精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ障害者を包容する教育制度。

⁶ 「多様性」、「公平、公正」、「包摂性」を表す英単語（Diversity, Equity and Inclusion）の頭文字を取ったもの。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・学習場面等に応じた、デジタルの活用とリアル（対面）活動の最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

* 中央教育審議会「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日）の概要資料をもとに作成。

（２）こども基本法の成立・こども家庭庁の設置

令和5年4月1日、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、「こども基本法」が施行されました。

また、同日に施行された「こども家庭庁設置法」に基づき、子供の居場所づくりや子供の安全、児童虐待、いじめや不登校、子供の貧困などに幅広く対応するための政策を推進するとともに、関係省庁との協働を進めるため、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されます。また、今後、こども施策を総合的に推進するため、政府が「こども大綱⁷」を定めることとなっています。

⁷ こども基本法第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 本県の状況

(1) 特筆すべき課題

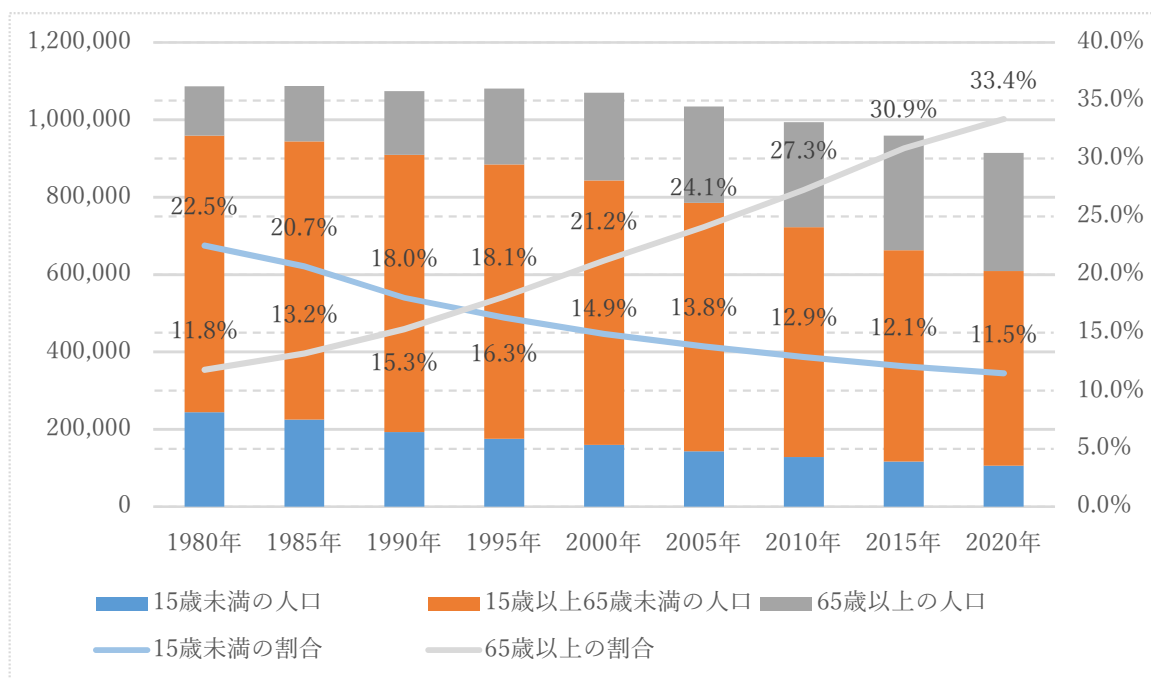
① 少子高齢化の進行

令和 4（2022）年現在、本県の人口は約 90 万人となっており、令和 42（2060）年には、何も策を講じなければ約 52 万人程度になると推測されます。また、年間の出生数においても、令和 3（2021）年度では約 5,400 人台まで減少しており、15 歳未満の県人口に占める割合は令和 2 年度に 11.5%となり、老年人口の約 3 分の 1 程度まで減少しています。

15 歳未満の人口の減少に伴い、小規模の学校が増加しており、学校行事、児童会・生徒会活動、部活動等の活力や、子供同士や教員とのふれあいによる人間形成の面で課題が指摘されています。また、近年の人口動態により、地域に活気がなくなったり、第一次産業をはじめとする県内産業の担い手が不足したりするなどの影響も出ています。

今後は、こうした状況の中で、学校教育の質の維持・向上を図るとともに、諸課題の解決に向けて地域と一層協働していく必要があります。

■ 本県の総人口の推移及び 15 歳未満・65 歳以上の人口の割合の推移



* グラフの作成に当たっては、分母から年齢不詳の人口を除いて算出しています。

資料：「国勢調査結果の時系列データ 和歌山県版」から作成

② 大規模災害への備え

本県は、日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、集中豪雨・台風による浸水被害・土砂災害が頻繁に発生しています。過去には、明治 22（1889）年の大洪水や昭和 28（1953）年の水害など、甚大な被害をもたらした記録的な大災害が発生

しています。近年でも、平成 23（2011）年 9 月の紀伊半島大水害により、県内の死者及び行方不明者 61 名、住家被害 7,933 棟という甚大な被害が発生しました。

また、南海トラフ沿いの 3 つの領域（東海・東南海・南海）を震源とした津波を伴う地震が、これまで約 90 年から 150 年周期で繰り返し発生しており、本県は大きな被害を受けています。南海トラフ地震は、今後 30 年以内に 70 から 80% の確率で発生することが予想されています。

こうした中、防災に関する学習や体験によって、子供たちが自らの命や暮らしを守るための判断力や行動力を向上するとともに、防災ボランティア等の経験を通じて、子供たちが地域の一員であるという意識や活動意欲を醸成することになり、ひいては地域防災力の強化や、発災後の速やかな復旧・復興への備えにつながると期待されます。

③産業構造の変化と新しい暮らし方への可能性

近年、企業競争力の強化や脱炭素化への動きもあり、本県においては製造拠点の規模縮小や事業転換などにより、地域経済の停滞や産業構造の変化が生じています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークやワーケーション⁸の広がり、串本町への民間ロケット発射場の設置など、本県のロケーションの優位性等は高く評価されています。この機を捉えて、これらの新しい働き方や産業を発展させていく必要があります。

本県の先人たちは、歴史的に、優れた文化を生み育て、経済や産業の分野において新境地を切り開くなど、縦横に活躍してきました。変動が激しく将来の予測が困難な社会において、進取の気性に富んだその県民性を生かし、新しい分野や産業を創造・牽引し、活躍する人材の育成が望まれます。

④豊かな暮らしにつながるスポーツや文化芸術等の振興

本県では、これまでの 10 年間で、国民体育大会や国民文化祭をはじめとした全国規模のスポーツ・文化芸術の大会を開催し、県民のスポーツや文化芸術に対する関心が高まっています。また、大会を通じて生まれた交流や人脈等により、スポーツにおける選手の強化や伝統文化等の継承につながっています。

今後さらに、県民が教養を高め、生きがいや活力を感じながら、豊かに暮らしていけるよう、読書文化の醸成、スポーツや文化芸術活動への参加、本県が有する多数の貴重な文化資源や多才な人材を活用した学びの場の充実などを促進する必要があります。

⁸ ワーク（仕事）と バケーション（休暇）を掛け合わせた造語で、テレワークを活用することで、リゾート地や温泉地等、普段の職場とは異なる場所で働きながら地域の魅力に触れることのできる取組。

(2) 第3期和歌山県教育振興基本計画の主な成果と課題

平成29年には、本県の今後10年先の未来を展望した『和歌山県長期総合計画』が策定され、教育分野の将来像「未来を拓くひとを育む和歌山」の実現に向けた取組が始められました。

国の『第3期教育振興基本計画』（平成30年6月閣議決定）では、「人生100年時代」の到来や「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けて、夢と志をもって可能性に挑戦する力や、社会の持続的な発展を牽引する力の育成、生涯にわたって学び活躍できる環境の整備や学びのセーフティネットの構築などが掲げられました。

これらの動きを踏まえ、『第3期和歌山県教育振興基本計画』（平成30年3月策定）では、義務教育段階の基礎学力の充実や県内就職の促進、県内への大学誘致、コミュニティ・スクールの導入促進、紀の国わかやま文化祭・紀の国わかやま総文の成功に向けた文化芸術活動の振興、人権教育の推進などを掲げ、人づくり・教育環境づくり、コミュニティづくりなど、5つの基本的方向の下で、本県教育の取組を推進してきました。

ここでは、同計画での主な成果や課題等を、5つの基本的方向ごとに概括的にまとめています。

基本的方向1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり

基本的方向1では、「知・徳・体」をバランスよく備えることをめざして、確かな学力の向上や、豊かな心の育成に向けた道徳教育の充実、健やかな体の育成、ふるさと教育の推進、グローバル人材の育成、キャリア教育・職業教育の推進、幼児期の教育の充実、特別支援教育の充実などに取り組んできました。これらの取組の中でも、特筆すべき項目としては、以下のものが挙げられます。

(確かな学力の向上)

小学校では「授業がわかる」と感じている児童の割合は上昇しており、教員の授業力向上に成果が出ていると考えられます。一方、中学校では、「授業がわかる」と感じている生徒が多いものの、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の項目で全国と比較して肯定的回答の割合が低くなっていることから、生徒が主体的に学び、他者と協働して学びを深めていく点に課題があると言えます。また、家庭において自ら計画を立てて学習している生徒の割合も全国と比較して低い状況にあります。

今後は、家庭学習の定着に加え、個に応じた指導や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、新型コロナウイルス感染症の拡大により整備が進んだ1人1台端末の効果的な活用を図るなど、児童生徒の実態や多様なニーズに応じた学びを充実させていく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|---------------------------------------|---|--|------------------------|
| 全国学力・学習状況調査（小学校 6 年生）の全国順位 | 国語 A 21 位 国語 B 21 位 算数 A 19 位 算数 B 12 位 (2017 年度) | 国語 23 位 算数 15 位 理科 17 位 | 全ての教科で 20 位以内 |
| 全国学力・学習状況調査（中学校 3 年生）の全国順位 | 国語 A 27 位 国語 B 41 位 数学 A 17 位 数学 B 17 位 (2017 年度) | 国語 46 位 数学 28 位 理科 46 位 | 全ての教科で 20 位以内 |
| 授業が「よくわかる」「どちらかといえば、よくわかる」と答える児童生徒の割合 | 小（国） 83.3% （算） 83.2% 中（国） 73.9% （数） 72.8% (2017 年度) | 小（国） 86.2% （算） 83.3% （理） 87.9% 中（国） 80.2% （数） 78.2% （理） 76.2% | 小学校 85%以上 中学校 75%以上 |

（豊かな心の育成に向けた道德教育の充実）

「特別の教科 道德」において、本県独自の道德教科書の活用や道德教育推進教師を核とした校内研修などを通して、多面的・多角的に考え議論する道德教育を推進し、児童生徒に思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育む取組を行ってきました。

これらの取組により、いじめを許さない気持ちや規範意識をもつ子供たちの割合は高い水準を維持できており、子供たちの道德性の涵養に一定の成果が得られたと考えられます。

今後は、道德教育の充実に加えて、芸術に触れたり読書に親しんだりするなど様々な体験を通して、子供たちの豊かな心を育んでいく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 学校のきまり（規則）を「守っている」「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合 | 小学校 92.1% 中学校 94.4% (2017 年度) | 小学校 91.8% 中学校 95.1% (2019 年度) | 小・中学校とも 100% |
| 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答える児童生徒の割合 | 小学校 85.5% 中学校 78.3% (2017 年度) | 小学校 87.9% 中学校 84.6% | 小・中学校とも 100% |

（健やかな体の育成）

学習時間以外のスクリーンタイム⁹の増加や新型コロナウイルス感染症の影響などから、子供たちの運動機会が減少し、全国的に子供たちの体力・運動能力は低下傾向にあります¹⁰。本県においても、令和 4 年度調査で子供たちの体力・運動能力は、

⁹ ここでは、平日 1 日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間をいう。

¹⁰ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、全国の小・中学生の体力は、令和元（2019）年度調査から現在に至るまで下降している。

令和元年度調査より小学校、中学校ともに低下しています。

今後は、運動機会の拡大を通じて、運動好きな子供を増やしていくことが必要です。また、子供たちが体や健康、食についての関心を高められるよう、規則正しい生活習慣の定着に加えて、健康教育や食育の推進、学校保健・学校給食における管理の充実、新型コロナウイルス感染症などの感染症の予防に係る知識や意識の向上などに引き続き取り組んでいく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|---|-------------------------------|------------------------|------------------|
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校 5 年生）の全国順位 | 男 12 位 女 12 位 (2017 年度) | 男 18 位 女 22 位 | 男女とも 10 位以内 |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校 2 年生）の全国順位 | 男 33 位 女 29 位 (2017 年度) | 男 27 位 女 28 位 | 男女とも 15 位以内 |
| 「運動やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合(小学校 5 年生、中学校 2 年生) | 小学校 91.7% 中学校 83.3% | 小学校 89.7% 中学校 84.0% | — |
| 朝食を欠食する割合（小学校 6 年生） | 1.1% | 1.5% | 0% |

（キャリア教育・職業教育の推進）

小・中・高等学校におけるキャリア教育全体計画等の作成が進むことで、児童生徒の夢を育みながら社会で自立する力を養おうとする取組が行われるようになってきました。

また、「応募前企業ガイダンス」などの就職支援の取組や求人状況の改善により、県内で就職する生徒の割合は高い水準を維持できています。一方で、卒業後 3 年以内の離職率は高止まりになっています。

就職や転職に対する意識は変わりつつあることを踏まえ、これまでの取組を充実させるとともに、令和 3 年度から導入した複数応募制を活用した企業研究の充実や、主権者教育等、自立した社会人として求められる資質・能力の育成に向けた取組を推進していく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|----------------------------|-------------------------------------|--|---------------------|
| 小・中・高等学校におけるキャリア教育全体計画の作成率 | 小学校 27.8% 中学校 47.6% 高等学校 100% | 小学校 97.4% 中学校 94.0% 高等学校 100% (2021 年度) | 小・中・高等学校 とも 100% |
| 高校生の県内就職率 | 75.0% | 77.7% (2021 年度) | 86% |
| 新規高等学校卒業就職者の卒業後 3 年以内の離職率 | 41.4% (2013 年 3 月卒) | 36.2% (2019 年 3 月卒) | 23% |

(特別支援教育の充実)

小・中・高等学校における通級指導教室の設置が進むとともに、義務教育段階での「つなぎ愛シート¹¹」の作成率が向上しているなど、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目ない指導・支援が進んでいます。

特別支援教育の専門性向上の観点では、認定講習等により特別支援学校教諭免許状の保有者は増えているものの、特別支援学級数の増加に追いついていないため、目標に至っていません。

今後は、特別支援教育の質のさらなる向上や、それぞれの教育的ニーズに応じ、多様な学びの場の整備に取り組んでいく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | | 実績値 (2022 年度) | | 目標値 (2022 年度) | |
|---|------------------|-------|------------------|-------|-------------------------|-------|
| | | | | | | |
| 特別支援を必要とする 子供への「つなぎ愛シート」(個別の教育支援 計画)作成率 | 幼稚園 | 28.0% | 幼稚園 | 51.9% | 幼稚園、小・中・高等 学校とも 100% | |
| | 小学校 | 59.7% | 小学校 | 95.9% | | |
| | 中学校 | 53.2% | 中学校 | 92.5% | | |
| | 高等学校 | 25.7% | 高等学校 | 75.8% | | |
| 通級指導教室数 | 小学校 | 40 教室 | 小学校 | 56 教室 | 小学校 | 54 教室 |
| | 中学校 | 3 教室 | 中学校 | 12 教室 | 中学校 | 13 教室 |
| | 高等学校 | 0 教室 | 高等学校 | 8 教室 | 高等学校 | 3 教室 |
| 特別支援学校教諭免 許状保有率(小・中学 校は特別支援学級担 当教員) | 小学校 | 25.9% | 小学校 | 26.2% | 小学校 | 60% |
| | 中学校 | 19.1% | 中学校 | 19.0% | 中学校 | 60% |
| | 特別支援学校 | 92.6% | 特別支援学校 | 94.6% | 特別支援学校 | 100% |

基本的方向 2 信頼される質の高い教育環境づくり

基本的方向 2 では、安全安心で質の高い教育が提供される学校をめざして、いじめへの対応、不登校への対応、教職員の資質・能力の向上、教職員の勤務環境の整備、教育の情報化の推進、学校の適正規模化への対応と施設環境の充実、防災・安全教育の充実、高等教育機関による地域活性化の推進、様々な教育への取組などを行ってきました。これらの取組の中でも、特筆すべき項目としては、以下のものが挙げられます。

(いじめへの対応)

いじめについては、早期発見・早期対応を中心にした取組を行い、その成果は全国と比較して高い認知件数や解消率に表れています。一方、いじめが SNS 等を介して深刻化したり、見えにくくなったりしていることもあります。

今後は、いじめの未然防止・再発防止への取組をさらに充実させるとともに、児童生徒が不安や悩みを相談しやすい体制整備の充実や、児童生徒が自他の生命や心身を大切にす心の育成に取り組んでいく必要があります。

¹¹ 障害のある幼児児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫した指導や支援を行うことができるようにするために作成する、個別の教育支援計画。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|---------------|------------------|--------------------|------------------|
| いじめ解消率 | 98.1% | 87.1% (2021 年度) | 100% |
| いじめアンケート調査実施率 | 99.1% | 100% | 100% |

(不登校への対応)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をはじめ、様々な要因・理由から、学校に登校できなくなっている児童生徒が増加しています。本県では、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」の活用など、不登校傾向にある児童生徒への早期対応に努め、児童生徒1,000人当たりの小・中学校の不登校児童生徒数は全国と比較して少ない状況にあります。

今後は、これまでの早期対応等をきめ細かく行うとともに、不登校の児童生徒の学びや成長を支えるサポート体制の構築に向けて、専門家や学校外の教育機関を含めた関係機関等と連携・協力を充実させる必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|-----------------------------|------------------|---------------------|------------------|
| 小・中学校での 1,000 人当たりの不登校児童生徒数 | 13.3 人 | 24.4 人 (2021 年度) | 10.0 人 |
| 高等学校での 1,000 人当たりの不登校生徒数 | 16.1 人 | 24.1 人 (2021 年度) | 13.0 人 |

(教職員の資質・能力の向上)

マネジメント能力を有した中堅教員の育成と管理職への登用を、一体的・体系的に進めるために、新たな研修を導入するとともに、資格試験制度を創設し、人材の育成につながっています。さらに、授業改善や ICT 活用等の今日的課題に対応するため、研修内容の見直しや、教員の自主的・主体的な研究会等への支援を行ってきました。また、優れた教員を確保するため、教員採用候補者選考試験において、特技や資格等への加点や特別選考、複数の受験機会整備等を実施してきました。

今後は、教員免許更新制の発展的解消を受けて、教職員が自らのキャリア段階や資質・能力を的確に把握し、必要な研鑽を積むことができるよう、指標の提示や、ICT 等も活用した研修の充実等を図っていく必要があります。

(教職員の勤務環境の整備)

ICT 活用等による校務の効率化や調査等の精選、部活動における休養日の設定や活動時間の見直し、専門スタッフの配置、小学校での 35 人学級の整備などにより、多忙化解消に一定の成果が得られたものと考えられます。しかし、学校教育に求められるものが多様化し、業務が増加していることなどから、長時間勤務の教職員が一定数いる状況は解消されていません。

今後も、業務改善や効率化などをより一層進めていくとともに、勤務実態の把握と適切な指導助言を通じて、教職員が心身ともに健康で、持てる力を存分に子供た

ちの教育に注力できる環境整備に努めていく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|--------------------------------|--------------------|---|------------------|
| 部活動における休養日 を設定している学校の 割合 | 95.9% (2017 年度) | 中学校 100% (2022 年度) 県立学校 100% (2021 年度) | 100% |

(教育の情報化の推進)

県独自のプログラミング教育のカリキュラムを構築し、学習指導要領の全面実施に先行して、令和元年度から県内全ての学校でプログラミング教育を実施してきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、1人1台端末を活用したオンライン授業の実施や授業動画の作成等にも取り組んできました。

一方で、教員のICT活用指導力に関する意識調査における自己評価は、平成29年度に比べて低下していることから、教員がICTを活用した授業実践等の達成感や展望を十分にもつことができていないことが課題です。

今後は、デジタル教科書の普及などを見据えた通信環境の増強等に加え、ICTを日常的に活用できる環境下での深い学びの実現や、教職員の働き方の改善に資する校務のICT化などに柔軟な発想で取り組んでいく必要があります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|---|------------------|--------------------|------------------|
| 授業中にICTを活用して指導する能力（「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合） | 72.3% | 69.7% (2021 年度) | 90% |

(学校の適正規模化への対応と施設環境の充実)

県立高等学校における適正規模化については、少子化の進行によって、従前の再編整備の基本方針では対応が困難となってきたため、令和3年度に『県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針』を策定し、自宅から通学可能な所に多様な学び方と活気がある高等学校を整備するとともに、各高校の特色化を進め、充実した教育を保障するという方針を打ち出しました。令和4年度に全ての高等学校でスクール・ミッション、スクール・ポリシーを策定するとともに、外部有識者等を交えた協議会での議論をもとに、魅力化や特色化に向けた具体的な検討を進めています。

また、公立中学校等の再編整備に関しては、近年、統廃合に向けて計画が進んでいる市町村もあり、必要な情報の提供等、市町村の支援に努めています。

基本的方向3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

基本的方向3では、子供たちの健全な成長には、学校・家庭・地域の協働が大事であるとの観点から、「きのくにコミュニティスクール¹²」の推進、家庭・地域の教育力の向上、青少年の健全育成と男女共同参画の推進などに取り組んできました。これらの取組の中でも、特筆すべき項目としては、以下のものが挙げられます。

(きのくにコミュニティスクールの推進)

現在、ほぼ全ての公立学校において、学校・家庭・地域が共通の目的に向かって連携・協働して活動する「きのくにコミュニティスクール」が導入されており、有効に機能した事例が実践されています。また、令和2年度からは、和歌山県CSマイスター¹³派遣事業を実施し、「きのくにコミュニティスクール」のさらなる充実に向け取り組んできました。

今後は、「きのくにコミュニティスクール」を核として、地域等との連携強化を図るとともに、全ての学校において、地域人材の活用や、地域・家庭の教育力向上に向けた取組を進めていく必要があります。

| 指標 | 基準値 (2016年度) | 実績値 (2022年度) | 目標値 (2022年度) |
|---------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|
| 「きのくにコミュニティスクール」導入率 | 21.2% (2017年度) | 98.7% | 100% (2019年度までに達成) |

基本的方向4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり

基本的方向4では、生涯学習やスポーツ・文化が身近にある社会をめざして、生涯学習の推進、スポーツに親しむ環境づくり、競技スポーツの推進、文化芸術に親しむ環境の充実、文化遺産の保存と活用の推進などに取り組んできました。これらの取組の中でも、特筆すべき項目としては、以下のものが挙げられます。

(生涯学習の推進)

社会教育関係団体をはじめとする社会教育関係者や地域人材の育成・支援、一定の単位取得者に認定証を発行する県主催の講座「きのくに県民カレッジ」の充実、県立図書館や文化情報センターにおける出張講座や体験教室等の充実、読書活動や読書コミュニティ形成の推進、県立博物館施設¹⁴における展覧会等の充実等、幅広く取り組んできました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等から県立博物館施設の入館者数の実績は芳しくないことや、児童生徒の博物館施設等での学びの機会が限られているなどの意見を踏まえ、取組の工夫・改善や強化を検討する必要があります。

¹² 学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）とそれを支える「地域」が、共通の目標に向かって連携・協働し、社会総掛かりで教育を実現する仕組み。

¹³ 市町村教育委員会や県立学校からの要請に応じ、コミュニティ・スクールの円滑な実施に向けて助言を行う者。

¹⁴ 県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘及び県立自然博物館のこと。

ります。

今後は、読書バリアフリーの推進など、障害のある方が障壁なく生涯学習等に取り組める環境の整備を進めていく必要もあります。

| 指 標 | 基準値 (2016 年度) | 実績値 (2022 年度) | 目標値 (2022 年度) |
|--|---------------------------------|------------------------|------------------|
| 「きのくに県民カレッジ」入学者総数 | 6,255 人 | 6,800 人 (2021 年度) | 8,000 人 |
| 博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）の入館者総数（年間） | 219,451 人 (2012 年～2016 年の平均) | 188,412 人 (2021 年度) | 227,000 人 |

基本的方向5 人権尊重の社会づくり

基本的方向5では、全ての人の人権が守られ、学習等の機会が保障された社会をめざして、学校における人権教育の推進、地域における人権教育の推進、学びのセーフティネットの構築などに取り組んできました。これらの取組の中でも、特筆すべき項目としては、以下のものが挙げられます。

（学びのセーフティネットの構築）

本県では、経済的な理由で進学等を諦めることがないように、高等学校の授業料減免制度や大学等進学への就学支援など、教育に係る経済的負担を軽減する支援の充実を図ってきました。また、年齢や国籍に関係なく学べる機会を提供するため、主に社会人を対象とした「きのくに学びの教室」を定時制高校4校に設置し、日常生活に必要なよみかきや日本語を学ぶ講座、中学校程度の国語、数学、英語の講座を開設し、ニーズは高まっています。

今後は、現在行われている支援施策の継続的な実施に加え、様々な理由で学ぶことができなかつた人への学びの機会の提供や、市町村とも連携しながら、人権尊重や男女共同参画、多様な考えや価値観の尊重などを通して、誰一人取り残さず、安心して学べる教育環境の実現を進めていく必要があります。

第2章 計画の方向性～和歌山らしい教育をめざして～※

和歌山県は自然・文化・歴史など豊かで優れた特色を有する一方、多くの課題もあります。そのような本県にあって、社会の宝ともいえる子供たちが夢や希望を抱いて元気に成長していくことは、県民の願いであり、ひいては本県の発展につながるものです。

「国家百年の計」と言われる教育は、本県にとっても大切な営みであることから、福祉との連携・協働を含め、その重要性を社会全体で共有することにより、教育を家庭だけの問題にとどめず、地域や社会全体の問題として捉え、和歌山県の将来を担う子供たちをみんなで支え、育てていきます。

育てたい子供たちの姿

子供たちが生涯にわたってたくましく、また自分らしく生きていく上で、豊かな教養、感性、自己有用感等をバランスよく身に付けていくことは大変重要です。そして、それらは教室での勉強だけでなく、本物の芸術や文化に触れたり、スポーツや読書、ボランティア活動などに親しんだりすることを通して総合的に培われるものです。

加えて、受動的な学びにとどまらず、「なぜか?」「本当か?」と疑問をもちながら物事を考える力や、多少の失敗にくじけず何度でも挑戦し合意や納得に到達しようとする力、現状に満足せず活躍の場を広く求め、多様な人々との交流を通して成長しようとする態度を身に付けることが重要だと考えています。

こうした力や態度の育成を通して、自身の考えをつくりあげ、自らの言葉で表現できる子供、失敗を恐れないバイタリティーをもった子供、多様な人が共に暮らす社会で他者の思いに共感し、異なる価値観をもつ人とも協働しながら合意形成を図ることのできる子供を育てていきます。

教育の仕組みや内容を見直していきます

ICTの進展により学校教育の新たな可能性が提示され、従来の一斉的・画一的な学校教育の在り方が大きく変化していることを踏まえ、子供の目線に立って、一人一人にとって最適な学びや、学校規模の大小によらない教育の質の保障、多様で専門的な学びなどを推進し、誰一人取り残さず、多様な生徒が共に学ぶ環境づくりを進めます。

学校のきまりや慣習について、子供たちが主体的に考え対話を重ねることを通して、望ましい規範意識や自他を認め合う態度を育み、適切な行動を選択できるようになる教育を進めます。

チャレンジ精神や社会性、向上心を高めるため、学習や行事、体験学習など、学校内外のあらゆる場面において、発達の段階に応じて試行錯誤を繰り返しながら、子供たちが自分たちで考え、他者と協働しながら行動することのできる機会を充実していきます。

社会とのつながりや協働を重視する観点から、専門家や地域人材の積極的な活用や世代を超えた文化交流などを通して、子供たちの成長を多面的に見守ったり支援したりできる体制をつくります。

教職員のやりがいや働きやすさを高めるとともに、教職員が自らの専門性を向上させることができる環境や仕組みを整備します。

県民みんなで学び、幸せで活力ある和歌山県に

大人が自己実現や生きがいを求めて生涯にわたって学び続け、生き生きと幸せに生活する姿は、子供たちに将来への希望を感じさせます。そして、希望に満ちた子供たちの姿が、改めて大人に元気を与え、子供も大人も夢や希望に向かって共に学び続けるという好循環を生み出します。そして、その好循環によって生まれる活力が、県民の幸せや本県の持続可能な発展につながると考えています。

そのため、学び直しに挑戦したい人や、教養をさらに高めたい人、専門性の向上をめざす人などが、学びたい時にいつでも学べる適切な環境を整備することが重要です。また、子供たちの模範である大人が前例や固定観念にとらわれず、率先して多様な考えや価値観を尊重していこうと、学び、実践する姿勢が、全ての人にとって公平公正で誰も取り残さない社会をつくっていくことにつながります。

※ 本章は、和歌山県の教育の大綱を再掲したものです。

第3章 「和歌山らしい教育」へのアプローチ

基本的方向 1 成長の基盤となる資質・能力の獲得

1 幼児期における心身の調和ある発達

<めざす姿>

- ・発達の段階に応じた豊かな感性が育まれている。
- ・小学校以降の生活や学びにつながる力が育まれている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 幼児期における教育・保育の質の向上

施設類型や公私立に関係なく、全幼児教育施設の保育者の保育実践力の向上を、幼児教育アドバイザーによる各園（所）訪問助言や、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の実現についての研修等を通じて図ります。

- ▶和歌山県幼児教育推進計画の着実な実施
- ▶幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修の実施
- ▶幼稚園等新規採用教員研修、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修の実施 など

2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

小学校入学時に、子供が学校生活へ円滑に適応できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「幼保こ・小」とする。）の教職員が、互いの教育・保育への理解を深める取組等を推進します。

- ▶小学校区単位での幼保こ・小の教職員による保育や授業の相互参観等の実施
- ▶「育てたい具体的な子供の姿～小学校生活を支える基礎的な力～」の共有 など

3 乳幼児期の読み聞かせ活動の充実

親子が本と出会うための支援や、読み聞かせボランティアの養成を進めるとともに活動の場の拡大を図るなど、乳幼児が、絵本等を介して身近な大人と触れ合い、読み聞かせを楽しむことができる環境の整備を推進します。

- ▶市町村教育委員会及び団体への指導・助言
- ▶読み聞かせのボランティア養成 ▶おはなし会の開催 など

4 特別な支援を必要とする子供の援助・支援

特別支援学校のセンター的機能¹⁵を活用した教育相談等による支援の充実や、関係機関との連携を強化し、個々の幼児の実態に応じた指導等を組織的・計画的に行います。

- ▶特別支援学校、家庭、地域及び医療や福祉等の業務を行う関係機関との連携 など

¹⁵ 特別支援学校が中心的な役割を担う、子供たちの教育に対する必要な助言又は援助。

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指 標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--|-------------|-------------|
| 幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修の参加者による研修内容アンケートの評価 （5段階評価の平均値） | 4.6 | 4.5 以上を維持 |
| 市町村内の各幼児教育施設及び小学校におけるステップ ¹⁶ の状況の平均が、3段階以上の市町村の割合 | 34% | 70% |

¹⁶ 幼保こ・小の連携・接続状況における連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安（幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議が定めた）で、0～4の5段階あり、ステップ3は、「授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている」段階。なお、ステップ4は「接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている」段階である。

2 確かな学力の向上

<めざす姿>

- ・全ての児童生徒が、学習習慣や学習内容の基礎・基本を着実に身に付け、学びに対する展望や向上心をもって、主体的に学習に取り組んでいる。
- ・探究心や物事を多角的に考察する力、発展的な課題にも対応できる柔軟な思考力・判断力・表現力など、確かな学力を身に付けている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 授業の質の向上

「主体的・対話的で深い学び」や探究的な学び、クリティカルシンキング¹⁷の能力を高める授業展開、ICT の活用等を推進するとともに、児童生徒の学習状況や学ぶ内容に応じた学習形態の工夫等を行うことにより、授業の質を高めます。

- ▶『授業事例集』等の活用 ▶教員研修や研究授業の充実
- ▶個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 など

2 組織的な学力向上の取組の促進

自校の目標や課題を全教職員で共有し、学力向上に向けて組織的・継続的な取組を推進します。

- ▶スクールプランやスクール・ポリシー等の活用 ▶「県学習到達度調査」の活用 など

3 学習習慣の定着

家庭等で計画的に学習に取り組める課題の設定、放課後等の学びの場や時間の設定、ICT の活用等を通して、学習習慣の定着を図ります。

- ▶家庭学習の充実 ▶補充学習の充実 ▶1人1台端末の活用の推進 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---|--|------------------------------|
| 全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国値との差 | 小学校国語 -1pt 小学校算数 ±0pt 中学校国語 -3pt 中学校数学 -1pt | 小学校 +1pt 中学校 ±0pt |
| 授業の質の向上 | | |
| 授業が「よくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答する児童生徒の割合 | 小学校国語 86.2% 小学校算数 83.3% 中学校国語 80.2% 中学校数学 78.2% | 小学校国・算とも 90% 中学校国・数とも 85% |
| 勉強が「好き」「どちらかといえば、好き」と回答する児童生徒の割合 | 小学校国語 60.8% 小学校算数 65.8% 中学校国語 57.6% 中学校数学 57.6% | 小学校国・算とも 70% 中学校国・数とも 60% |
| 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から「取り組んだ」「どちらかといえば、取り組んだ」と回答する児童生徒の割合 | 小学校 76.3% 中学校 77.2% | 小学校・中学校とも 80% |

¹⁷ 多様な観点からその妥当性や信頼性を吟味し、考えを深めること。

3 豊かな心の育成

<めざす姿>

- ・道徳的価値についての理解を深めるとともに、他者との話し合いや交流を通じて、物事を多角的に捉える力や、望ましい規範意識が身に付いている。
- ・地域や社会の一員としての自覚や地域に貢献しようとする意欲・態度が育まれている。
- ・全ての児童生徒に、豊かな感性や教養が備わり、自他を尊重する気持ちや自己肯定感が育まれている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 道徳教育の充実

物事を自分とのかかわりで多面的・多角的に深く考え議論する「特別の教科 道徳」を小・中学校で推進するとともに、全ての教職員が道徳教育の担い手であることを意識し、学校の教育活動全体を通じて取り組みます。

- ▶道徳教育推進教師等を対象とした研修の実施
- ▶授業公開など家庭や地域社会との連携の促進 など

2 ふるさと教育の充実

子供たちがふるさと和歌山への理解を深め、ふるさとへの愛着と誇りをもてるようにするとともに、地域の課題について主体的に考え、解決していこうとする力や、地域のよさを理解し、発信する態度を育みます。

- ▶『わかやま何でも帳』の活用
- ▶地域人材を活用した学習の推進
- ▶和歌山県民歌の普及 など

3 体験活動の充実

集団での宿泊や他者との交流、自然・文化・芸術・文化財などとの触れ合いを通じて、豊かな人間性や社会の一員としての自覚を育みます。

- ▶県立青少年の家や県立博物館施設などの活用
- ▶ボランティア活動や集団宿泊活動、自然体験活動（農業体験等）の実施
- ▶地域の行事への参加、地域との協働活動の実施
- ▶地域の核となる青少年を対象とした研修の実施 など

4 学校における読書活動の充実

学校図書館を活用した授業の促進や、読書活動に関する好事例の共有を図るとともに、学校教育活動全体を通して本を読む機会の充実に取り組みます。

- ▶学校図書館担当教員等への研修の実施
- ▶読書手帳の活用 など

5 文化芸術に触れる機会の充実

発達の段階や地域・学校の実情に応じて、文化芸術を鑑賞・体験する機会を設けるとともに、文化芸術分野に関わる授業の充実や文化部活動の活性化に取り組みます。

- ▶巡回公演や芸術家の派遣、青少年劇場小公演の実施
- ▶持続可能な部活動の推進
- ▶県美術展覧会・県ジュニア美術展覧会の開催
- ▶児童生徒が博物館等施設で学ぶ機会の拡充 など

6 青少年の健全育成の推進

青少年を有害情報や危険にさらさない対策を実施するとともに、児童生徒の発するサインを教職員が見逃さずに、的確に対応できる資質向上に向けた研修を行います。また、教育活動全体を通じて、児童生徒が命の尊さについて理解を深めることができるよう取り組んでいきます。

- ▶自殺予防に係る取組の充実
- ▶インターネット等の適切な利用環境の整備 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---|------------------------|--------------------|
| 自分には、よいところが「あると思う」「どちらかといえば、あると思う」と答える児童生徒の割合 | 小学校 79.4% 中学校 77.3% | 小学校 90% 中学校 85% |
| 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると肯定的に答えた児童生徒の割合 | 小学校 48.6% 中学校 36.8% | 小学校・中学校とも 50% |
| 博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）における小中高生の入館者数（年間） | 33,057人 (2021年度) | 66,000人 |
| 青少年の携帯電話フィルタリング利用率 | 83.7% | 100% |

4 健やかな体の育成

<めざす姿>

- ・全ての児童生徒が、自らの心身の健康に関して興味関心をもち、調和のとれた健康的で安全な生活や健全な食生活を送っている。
- ・運動や遊びを通じて、運動が好きな子供が増え、体力・運動能力が向上している。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 健康教育の充実

児童生徒が、健康の保持増進に必要な情報の収集に主体的に取り組み、適切な判断や行動のもと、規則正しく健康的な生活を実践することができる資質・能力を育成します。

- ▶ 基本的な生活習慣の定着 ▶ 食育の推進 ▶ 性に関する指導の充実
- ▶ がん教育の推進 ▶ 薬物乱用防止教育等の充実 など

2 学校保健及び学校給食における管理の充実

児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、保健管理と給食管理に係る体制を整えるとともに、関係機関と連携し、健康の保持増進及び学校給食の充実を図ります。

- ▶ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応 ▶ 学校環境衛生活動の充実
- ▶ 学校保健委員会の充実 ▶ 学校給食における地場産物活用の推進 など

3 学校体育の充実

授業における体育・保健体育や保育（運動遊び）を一層充実し、運動が好きな子供を増やすとともに、子供たちの体力・運動能力の向上を図ります。

- ▶ 学校体育指導者の資質向上 ▶ 学校体育の授業改善 など

4 運動部活動の充実

『和歌山県運動部活動指針』や『運動部活動指導の手引』に基づき、運動部活動の合理的でかつ効率的な運営を推進するとともに、指導体制の充実を図ります。

- ▶ 『運動部活動指導の手引』等の活用 ▶ ICT等を活用した部活動指導の充実
- ▶ 中学校運動部の地域移行を含めた、持続可能な運動部活動の推進 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--|-------------------|---------------|
| 学校保健委員会の開催率 | 48.9% (2021年度) | 100% |
| 栄養教諭が全ての小・中学校及び特別支援学校に食に関する指導訪問を実施する割合 | 60.9% | 100% |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年生）の全国順位 | 男 18位 女 22位 | 男女とも 10位以内 |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校2年生）の全国順位 | 男 27位 女 28位 | 男女とも 10位以内 |

基本的方向 2 より深い学びにつながる学校教育の充実

1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実

(1) いじめを許さない学校づくり

<めざす姿>

- ・全ての児童生徒に、安心して学校生活を送れているという実感があり、他者を尊重し、いじめを絶対に許さないという意識が備わっている。
- ・児童生徒が、いじめに関する悩みや不安を身近な人に打ち明けたり、解決に向けて他者に助けを求めたりできている。
- ・学校や教職員は、児童生徒の SOS を受け止める感度を高め、いじめの積極的な認知や、早期解決に向けて学校全体で取り組んでいる。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 いじめを許さない環境づくり

校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめを見逃さないという姿勢を堅持し、いじめの認知率を高めるとともに、保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒がいじめをしない態度・能力を身に付けるような取組の充実を図ります。

- ▶ 道徳教育の充実（再掲）
- ▶ 安全・安心な魅力ある学級づくりの研究 など

2 いじめの早期発見・早期解決

いじめに対する教職員の意識と組織的な対応力を高め、いじめを積極的に認知し、未然防止、早期発見・早期対応に努め、いじめの解消に取り組みます。

- ▶ 『いじめ問題対応マニュアル』等の活用
- ▶ いじめアンケート調査と個人面談の徹底
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ▶ ネットトラブルに係る取組の推進
- ▶ タスクフォースや学校支援サポーターの活用
- ▶ 「子供 SOS ダイアル」や SNS 等を活用した教育相談の実施 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---------|-------------------|-------------|
| いじめの解消率 | 87.1% (2021年度) | 100% |

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

<めざす姿>

- ・学校は、児童生徒の変化や不登校の兆しを早期に把握し、対応できている。
- ・児童生徒が、登校することの悩みや不安を身近な人に打ち明けたり、他者に助けを求めたりできている。
- ・不登校児童生徒が、登校を希望した際の円滑な学校復帰や、自らの進路について考えることができる環境が整っている。
- ・不登校児童生徒が、学校外でも安心して学べる学習支援が整備されている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 不登校の未然防止・早期把握と不登校児童生徒への組織的・計画的支援

不登校を生まない学校づくりを推進し、未然防止に努めるとともに、不登校の原因・背景を多面的に捉えながら適切なアセスメントができるよう、教職員が専門家と連携し、チーム学校としての体制整備に努めます。

- ▶『不登校対応基本マニュアル』に基づく対応の徹底
- ▶未然防止のための調査の活用及び管理職対象研修の開催
- ▶「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」の活用
- ▶スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用（再掲） など

2 不登校児童生徒の学びの保障

児童生徒一人一人の状況に応じて、適応指導教室や ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会の確保に取り組みます。

- ▶不登校児童生徒支援員等の配置
- ▶ ICT を活用した学習支援の充実
- ▶学校外の教育機関等との連携協力 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--|--|--------------------|
| 公立小・中・高等学校の不登校児童生徒のうち、専門職員や外部機関が関わることのできた件数の割合 | 小学校 61.3% 中学校 51.5% 高等学校 47.8% (2021年度) | 小・中・高等学校とも 100% |

(3) 命や体を守る教育や環境の充実

<めざす姿>

- ・通学路を含めた学校施設環境面で、安全安心が担保されている。
- ・児童生徒に、自身や周りの人の安全と命、生活を守ろうとする意識や行動力が備わっている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 安全・安心な学校施設の整備

児童生徒の多様なニーズに応じた教育環境の整備や、安全を守る施設環境を整備します。また学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図ります。

- ▶ 公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等
- ▶ 公立学校施設の防災機能の整備
- ▶ 学校のトイレの洋式化 など

2 防災教育の充実

地域と連携した実践的・効果的な防災教育を推進し、地域の防災力や、児童生徒が自身の命を守るための資質・能力の向上に取り組みます。

- ▶ 『防災ハンドブック』等の活用
- ▶ 地域と連携した「高校生防災スクール」の推進
- ▶ 『和歌山県防災教育指導の手引き』等を活用した教職員の防災研修の推進・充実
- ▶ 「世界津波の日」に合わせた津波防災への啓発活動の推進 など

3 学校生活における子供の安全確保

警察や関係機関と連携した実践的・効果的な安全教育を推進し、児童生徒が学校内や登下校時において、自身の心や体を守るための教育や対策を充実させます。

- ▶ 登下校等における交通安全教育の充実
- ▶ 「学校安全教室」等の推進
- ▶ 自転車安全運転街頭指導の促進
- ▶ 自転車利用時における乗車用ヘルメット着用の促進 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値 (2022年度) | 目標値 (2027年度) |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 学校のトイレの洋式化率 | 市町村 54.2% 県立学校 40.4% | 市町村 60.0% 県立学校 50.0% |
| 公立小・中学校の屋内運動場等における吊り天井の落下防止対策実施率 | 98.8% | 100% |
| 学校と地域が連携した避難（防災）訓練の実施率 | 小学校 71.2% 中学校 56.4% 高等学校 56.0% | 100% |
| 交通安全教室・学習の実施率 | 小学校 93.0% 中学校 56.4% 高等学校 82.0% | 100% |

2 特別支援教育の充実

<めざす姿>

- ・障害のある子供を含め、様々な特性や個性のある子供たちが共に学ぶなど、柔軟で連続性のある学びの場が整備され、児童生徒、保護者の選択の意思が尊重されている。
- ・一人一人の特性に応じた、専門的できめ細かな指導を受けられる体制が整備されている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 多様な学びの場の提供

障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場が提供できるよう、小・中・高等学校・特別支援学校における個に応じた教育の充実を図ります。

- ▶インクルーシブ教育システムの推進
- ▶交流及び共同学習の充実
- ▶通級指導教室の体制整備促進
- ▶医療的ケアを必要とする児童生徒等¹⁸の支援の充実 など

2 特別支援教育の質の向上

全ての学校において、特別支援教育に携わる教員が専門性を備え、切れ目ない支援の充実を図り、児童生徒の個性や障害に応じた学びの実現に取り組みます。

- ▶特別支援学校教諭二種免許状の取得促進
- ▶「つなぎ愛シート」の活用
- ▶特別支援教育の中核となる教員養成プログラム（一年間の校種間交流）の実施
- ▶特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の推進 など

3 特別支援学校のセンター的機能の充実

地域の実情に応じた相談支援等を組織的に展開するとともに、市町村教育委員会との連携を図り、地域の学校における特別支援教育の充実を支えます。

- ▶特別支援学校間のネットワークの強化
- ▶幼稚園・保育所等や小・中・高等学校からの要請に応じた相談支援活動の充実 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---|--|----------------------------------|
| 居住地校交流を行っている特別支援学校の小・中学部児童生徒の割合 | 小学部 37.9% 中学部 8.8% | 小学部 50.0% 中学部 15.0% |
| 特別支援学校教諭免許状の保有率（小・中学校は特別支援学級担当教員が対象） | 小学校 26.2% 中学校 19.0% 特別支援学校 94.6% | 小学校 40% 中学校 30% 特別支援学校 96% |
| 小・中学校に在籍し特別支援教育を必要とする児童生徒のうち、つなぎ愛シート（個別的教育支援計画）による進学先への引継ぎを行った児童生徒の割合 | 小→中学校 93.9% 中→高等学校 91.0% | 小→中学校 98% 中→高等学校 96% |

¹⁸ 喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供。

3 学校教育の魅力化・特色化

(1) 高等学校等における教育の充実

<めざす姿>

- ・生徒が入学した高等学校での学びに期待や展望を抱き、高校卒業時に希望する進路を実現できている。
- ・魅力や特色を有した学校・学科が整備され、充実した教育を展開している。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 高等学校教育の改革・充実

各県立高等学校の魅力化・特色化に取り組み、生徒や保護者、地域や社会の期待、要請に応え、信頼される高等学校教育を実現します。

- ▶ 県立高等学校教育の充実や学科改編（宇宙探究コース設置等の普通科改革）
- ▶ 学校の組織的・継続的な改善に資する学校評価の着実な実施 など

2 高等学校における職業系専門学科等の充実

地域内外の企業や大学、研究機関等との連携を進め、開かれた専門教育を行うとともに、専門学科教育への理解の促進や教員の専門性向上、施設・設備の充実に取り組みます。

- ▶ 『和歌山で学ぶ・働く』を活用した広報の充実
- ▶ 「わかやま農業教育一貫プロジェクト」の推進 など

3 高等教育機関との連携

国内外の大学や JAXA（宇宙航空研究開発機構）など、研究機関等とのネットワークを構築し、大学教員等の派遣や、ICT を活用した特別講義の実施、高校生と大学生等による合同実習などに取り組みます。

- ▶ 大学が実施する地域貢献に資する共同事業や共同研究等の支援 など

4 私立学校等における教育の振興

私立学校の教育環境の整備や保護者の経済的負担軽減のための取組を進め、個性豊かな特色ある学校づくりを支援していきます。

- ▶ 私立学校の独自性を尊重した個性豊かな特色ある教育の支援 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 県教育委員会が連携協定を結んでいる各高等教育機関等と行う連携事業の実施件数 | — | 年間 70 件以上 |

(2) これからの社会を担う自立した人材の育成

<めざす姿>

- ・児童生徒は、発達段階に応じて、将来や生き方・在り方について関心を持ち、社会の構成員として活躍しようとする意欲や、必要なスキルを獲得できている。
- ・学校卒業後に就職を希望する生徒は、働くことに夢や展望を持って学業に専念するとともに、主体的に就職活動に取り組んでいる。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

児童生徒が自己の在り方・生き方としっかり向き合う機会を設けるなど、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

- ▶学校目標やスクール・ポリシーに基づくキャリア教育全体計画の活用
- ▶「キャリア・パスポート」の充実 ▶職場見学や職場体験、インターンシップの充実
- ▶新しい価値を生み出す主体性や創造性、起業家精神等を育む教育活動の推進
- ▶『和歌山で学ぶ・働く』の活用 など

2 自立した社会人として身に付けておきたい資質・能力の向上

教科の学習や特別活動等を通して、金融やメディアに関するリテラシーをはじめ、自立した社会の一員として主体的に社会参画できる資質・能力の育成を図ります。

- ▶主権者教育・消費者教育・金融教育等の充実 ▶環境教育の充実
- ▶統計教育の充実 ▶SDGs 実現への参画 など

3 就職支援の充実

生徒が主体的に企業を研究し、自らの意思と責任で職種や就職先を選択する意欲や態度、能力を育成します。また、県内企業の魅力や県内で働くことの魅力を発見できる機会の充実に図ります。

- ▶「応募前企業ガイダンス」の活用 ▶応募前職場見学の推進
- ▶『和歌山で学ぶ・働く』、『高校生のためのわかやま就職ガイド』の活用 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値 (2022 年度) | 目標値 (2027 年度) |
|------------------------------|------------------------|--------------------|
| 将来の夢や目標をもっていると肯定的に答えた児童生徒の割合 | 小学校 78.7% 中学校 65.1% | 小学校 80% 中学校 70% |
| 高校生の県内就職率 | 77.7% (2021 年度) | 86.0% |

(3) 広い世界へはばたく人材の育成

<めざす姿>

- ・児童生徒がコミュニケーションの手段としての英語活用能力を高めるとともに、異文化に対する理解を深め、国際社会の一員であるという自覚のもとで行動しようとしている。
- ・児童生徒は、積極的に他者と関わろうとする意欲や高い志、科学技術等に対する探究心をもち、広い世界にはばたこうとする意識や資質・能力を身に付けている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 グローバル人材の育成

外国語指導講師（FLT）やICTの積極的な活用によりネイティブ・スピーカーとの言語体験を充実させるなど、知識や技能、語学力等の基盤となる能力を育成するとともに、コミュニケーション力や国際理解の精神などを身に付ける多様な機会を設け、グローバルに活躍するための総合的な力を育成します。

- ▶生徒の英語力向上 ▶国際交流の機会の充実
- ▶教員の英語指導力向上 ▶外国語活動、外国語科授業の改善・充実
- ▶世界・全国の規模で行われる各種大会・行事等への参加促進 など

2 高い志や学ぶ意欲の育成

文化や年齢の異なる人との交流など、児童生徒の成長を促す機会を充実させるとともに、海外大学への進学など、新たな世界へ挑戦しようとする生徒を育成します。

- ▶スタンフォード大学遠隔講座の充実 ▶「高校生のための和歌山未来塾」の充実
- ▶「日本の次世代リーダー養成塾」への生徒の派遣
- ▶「エキスパート職員派遣事業」の充実
- ▶「わかやまスクールパワーアップ事業」の充実
- ▶「アジア・オセアニア高校生フォーラム」や「『世界津波の日』高校生サミット」等への参加 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--|-------------------|-------------|
| 中学校卒業時に求められる英語力を有している生徒の割合（卒業時に英検3級相当） | 52.4% (2021年度) | 55.0% |
| 高等学校卒業時に求められる英語力を有している生徒の割合（卒業時に実用英語技能検定準2級以上の英語力） | 43.2% (2021年度) | 50.0% |

基本的方向3 学校教育の実効性を高める環境の整備

1 今日的な課題に対応した学校の機能強化

(1) 魅力や活力を備えた学校の整備

<めざす姿>

- ・生徒や保護者、地域社会の希望・期待に応えられる、高い専門性を有した高等学校等が整備されている。
- ・少子化の進行や社会の変化の中においても、学校の活力が維持され、児童生徒の学びや活動が保障されている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 高等学校教育の改革・充実（再掲）

各県立高等学校の魅力化・特色化に取り組み、多様な生徒や保護者、地域の期待に応え、信頼される高等学校教育を実現します。

▶県立高等学校教育の充実や学科改編 など

2 高等学校教育の活力の維持・向上

令和4年策定の「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」に則って、子供や保護者、地域の思いや願いを十分に汲み取り、県内各地に多様で活気がある学びの機会を整備します。

▶各地域における高等学校の在り方に関する協議 など

3 小・中学校の適正規模化や魅力ある学校づくりの支援

市町村が進める小・中学校の適正規模化への取組や魅力ある学校づくりに対して、助言や情報提供を行います。

▶地域の教育資源を活用した教育活動の推進

▶「わかやまスクールパワーアップ事業」の充実（再掲） など

4 部活動の充実

生徒が様々な経験を通して成長できる部活動の教育的意義を踏まえ、部活動の適切で持続可能な運営や、学校部活動の地域連携や地域クラブ等への移行を進めます。

▶部活動の地域移行 など

(2) 教育の情報化及び教育 DX の推進

<めざす姿>

- ・児童生徒の情報活用能力の向上と、社会で必要とされるデジタル人材の育成に向けて、県教育委員会は、学校や教職員に対し、適切な指導や支援を行っている。
- ・学習活動等で ICT 機器を活用しやすい環境が整備されている。
- ・県教育委員会及び学校は業務の効率化を進めており、授業の質が高まっているとともに職員の勤務環境が改善されている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 情報教育の充実

研究機関や IT 企業等との連携を深めるとともに、発達の段階に応じた体系的なプログラミング教育などを通して、児童生徒の情報活用能力や論理的思考力の育成に取り組みます。

- ▶「きのくに ICT 教育」の推進
- ▶青少年のネット安全安心のための環境整備 など

2 教員の ICT 活用指導力の向上

全ての教員が日常的に ICT を活用し、児童生徒の学習効果を高めます。

- ▶研修体制の整備 ▶ICT を活用した授業の推進 ▶教育 DX の推進 など

3 ICT を効果的に活用した授業の推進

授業等で ICT を効果的に活用することで、学校規模や児童生徒の実情にかかわらず、学習の質と機会の充実に図ります。

- ▶小規模校における ICT の活用 ▶ICT を活用した学習支援の充実（再掲）
- ▶個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（再掲） など

4 学校における ICT 環境の整備

各学校の ICT 環境整備に関する方針を常に見直し、学校内の無線 LAN 及びプロジェクター等の整備の充実に取り組みます。

- ▶県立学校における無線 LAN の充実 ▶校務の情報化の推進
- ▶市町村における統合型校務支援システムの整備促進 など

5 業務の効率化の推進

職員の勤務環境を改善するため、ICT を有効に活用し、業務の最適化を推進することにより、効率化を図ります。

- ▶校務支援システムの活用推進 ▶学校と保護者等間の連絡のデジタル化推進
- ▶教育 DX の推進（再掲） など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---|-------------|-------------|
| 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力 （「できる」「ややできる」と回答した教員の割合） | 85.3% | 95% |
| 児童生徒の ICT 活用を指導する能力 （「できる」「ややできる」と回答した教員の割合） | 73.5% | 90% |
| 授業に ICT を活用して指導する能力 （「できる」「ややできる」と回答した教員の割合） | 69.7% | 90% |
| 教職員の研修参加状況 | 54.5% | 95% |

2 学校・家庭・地域の連携・協働

<めざす姿>

- ・地域の子供の成長・発達を支援するために、学校・家庭・地域のそれぞれが、教育力を高め、互いに連携・補完している。
- ・「きのくにコミュニティスクール」の意義や役割が、全ての教職員、保護者、地域住民に共有され、学校運営協議会を核として、関係する人々が、連携・協働して取り組んでいる。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 学校運営協議会の活性化

育てたい子供像やめざす学校像等の目標やビジョンを共有することで、地域や家庭との連携・協働を促進し、子供たちの成長を地域全体で支えます。

- ▶市町村教育委員会との連携強化 など

2 家庭の教育力の向上

地域全体で家庭教育を支えるため、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進します。

- ▶訪問型家庭教育支援の推進 など

3 地域の教育力の向上

放課後等の子供の居場所づくりを支援するとともに、「きのくにコミュニティスクール」の仕組みを活用した地域学校協働活動の取組や地域づくりを推進します。

- ▶「きのくにコミュニティスクール推進フォーラム」の開催
- ▶「地域ふれあいルーム」や「子どもの居場所づくり」等を含めた、地域学校協働活動の支援
- ▶地域学校協働活動関係者等を核とした、「きのくにコミュニティスクール」の研修会等の実施
- ▶「きのくにコミュニティスクール」の仕組みを生かした地域人材の発掘と活用 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--|------------------------|-------------------|
| 地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行った学校の割合 (当てはまる、どちらかといえば当てはまるの割合) | 小学校 79.4% 中学校 70.1% | 小学校・中学校とも 100% |
| 訪問型家庭教育支援に取り組む市町村の割合 | 56.6% | 80% |

3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進

(1) 教職員の資質・能力の向上

<めざす姿>

- ・優れた教職人材を十分に確保できるよう、多様性や専門性等を評価した教員採用を計画的に実施している。
- ・教育委員会は、学校運営や授業改善等についての指導・支援や、適切な研修プログラムの整備を行っている。
- ・教職員が主体的に研鑽を積んでいる。

<めざす姿の実現に向けた取組>

- 1 指標及び研修履歴を活用した研修事業の充実
 指標及び研修履歴を活用した管理職と教員との対話に基づく研修の受講を奨励し、教職員の資質・能力の向上を図ります。
 - ▶ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標・研修履歴の活用
 - ▶ 動画研修パッケージの充実 など
- 2 教育資料の収集と教育課題に関する調査研究
 今日的な教育課題解決のための各種情報提供を行い、学び続ける教職員を支えます。
 - ▶ カリキュラムセンター機能の充実 など
- 3 学校指導・支援事業の充実
 個々の学校の実情に応じた学校指導訪問等により、学校運営や教科指導等のための指導・支援を行うとともに、各種教員研修の充実や、教科研究団体や自主研究団体への支援等に取り組みます。
 - ▶ 要請訪問等の実施 ▶ 教科研究団体への支援
 - ▶ 教員研修や研究授業の充実（再掲） ▶ 指導力のある退職教員の派遣
 - ▶ 先進県の小・中学校への教員の派遣 など
- 4 優秀な教員の確保と免許外教科担任の改善
 豊かな人間性と社会性を備え、専門性の高い優秀な教員の確保に努めます。
 - ▶ 試験制度の見直し ▶ 人事異動による教員の適正な配置 ▶ 大学説明会の実施
 - ▶ 教員募集パンフレットの作成 ▶ 優れた教育実践を行った教職員等の表彰 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--|----------------------------------|--------------|
| 新たに作成する自己研修のためのコンテンツ数 | 5コンテンツ/年 | 8コンテンツ/年 |
| 教育事務所による要請訪問実施数 | 460回 | 480回 |
| 優秀な教員の確保 | | |
| 教員採用試験の採用倍率 | 全国平均 3.7倍 本県 3.7倍 (2021年度) | 全国平均+0.3ポイント |
| 特別選考合格者数 * 芸術・スポーツ分野、博士号取得者、 現職教諭等を対象とした選考 | 19人 | 50人/5年間 |

(2) 教職員の勤務環境の改善

<めざす姿>

- ・教職員の多忙感が緩和され、児童生徒と向き合う時間が増えている。
- ・教職員は、子供との関わりや自身の専門性を十分に発揮できる環境の中で、教職にやりがいを感じている。
- ・教職員の心身の健康が保持され、生き生きと勤務できている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 業務の効率化の推進（再掲）

勤務時間を意識した働き方の確立、校務の削減や効率化・合理化等により、教職員の長時間労働の解消を推進します。

- ▶「教職員の働き方改革推進プラン」の推進
- ▶校務支援システムの活用推進（再掲）
- ▶ICTの有効活用
- ▶学校と保護者等間の連絡のデジタル化推進（再掲） など

2 教員を支援するスタッフの配置拡充

教員の負担軽減を図り、教職員が本来の業務に従事できる体制の整備を進めます。

- ▶教員業務支援員の配置
- ▶少人数学級拡充に向けた教員の定数増や、スクールカウンセラー等の専門スタッフの定数化に向けた国への働きかけ など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|--------------------------------------|--|-------------|
| 校務の効率化に向けた点検シートにおいて85%以上の学校が達成できた項目数 | 小 13/19 項目 中 16/21 項目 高 14/21 項目 特 12/21 項目 | 全項目 |
| 県立学校における超過勤務時間が1月あたり80時間を超える教職員の割合 | 中 11.4% 高 11.9% 特 2.9% (2021年度) | 0% |
| 県立学校における年次有給休暇の平均取得日数 | 12.4日 | 13.0日 |

基本的方向 4 一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実

1 生涯学習の機会の充実

<めざす姿>

- ・学び直しや教養を高めること、専門性の向上など、多様なニーズに応じた学びの場や支援が充実している。
- ・県立博物館施設が魅力ある企画を実施し、県民の文化・芸術・歴史・自然への関心が高まっている。
- ・「きのくにコミュニティスクール」の活用により、学校と連携・協働した取組が充実している。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 学習機会の提供

県民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう、多様な学習機会を提供します。

- ▶ 博物館施設の収蔵品等のデジタル化（共通データベース整備及びポータルサイトでの公開、VR 導入等）
- ▶ 生涯学習に関する情報の提供 ▶ 「きのくに県民カレッジ」の充実 など

2 学習活動の支援

多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えるため、社会教育関係者の専門性向上や地域活性化に貢献できる人材の育成・支援を図ります。

- ▶ 社会教育関係職員等研修の実施 ▶ 社会教育団体の育成・支援 など

3 読書活動の推進

県民の読書習慣の定着をめざすとともに、障害の有無にかかわらず、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむことのできる読書文化の醸成を図ります。

- ▶ 「読書推進フォーラム」、各種コンクールやビブリオバトルの開催
- ▶ 図書館のボランティア養成 ▶ 読書バリアフリーの推進
- ▶ 高校生に対する読み聞かせ等講座の実施 など

4 「きのくにコミュニティスクール」と連携した、地域の活性化

「きのくにコミュニティスクール」を活用し、地域住民が積極的に子供の成長に関わる活動を推進します。

- ▶ 県民への「きのくにコミュニティスクール」の普及
- ▶ 地域人材や地域資源を活用した地域学校協働活動の推進 など

5 社会教育施設の充実

県立図書館サービスの充実に努めるほか、必要な資料の収集、保存等を行い、中核図書館としての役割を果たします。また、県立博物館施設において、魅力ある展覧会の開催や施設の充実に努めます。

- ▶ 多彩な文化事業の実施 ▶ 企画展・特別展等の開催
- ▶ 県立紀伊風土記の丘の新館建設
- ▶ 県立自然博物館の移転・リニューアルに係る課題の整理
- ▶ 博物館施設の収蔵品等のデジタル化（共通データベース整備及びポータルサイトでの公開、VR 導入等）（再掲） など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指 標 | 基準値（2022 年度） | 目標値（2027 年度） |
|--|------------------------|--------------|
| 「きのくに県民カレッジ」年間講座登録数 | 955 講座 | 1,000 講座 |
| 「きのくに県民カレッジ」入学者総数 | 6,800 人 (2021 年度) | 7,200 人 |
| 県立図書館における資料貸出冊数（年間） | 441,449 冊 (2021 年度) | 500,000 冊 |
| 地域人材（図書館のボランティア）養成講座受講延べ人数 | 222 人 (2021 年度) | 350 人 |
| 博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）の入館者総数（年間） | 188,412 人 (2021 年度) | 236,000 人 |

2 豊かなスポーツライフの推進

(1) 生涯スポーツの推進

<めざす姿>

- ・多様なニーズに応じたスポーツ環境が整備され、全ての県民がスポーツを身近なものとして感じ、活動することができている。
- ・高いレベルの競技スポーツを観戦する機会が充実しており、県民のスポーツに対する興味関心が高まっている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 生涯スポーツの環境整備

地域、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、働く世代、子育て世代を含む誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。

- ▶総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ▶障害者スポーツの環境整備
- ▶ワールドマスターズゲームズ関西等の各種大会やスポーツイベントの開催や支援 など

2 高いレベルの競技スポーツに触れる機会の充実

トップレベルの競技スポーツを身近で観戦したり応援したりする機会を創出するとともに、県民がトップレベルの選手たちと触れ合うことができるイベントの開催を通して、スポーツ参加人口の拡大を促進します。

- ▶ナショナルチーム等のキャンプ誘致
- ▶プロスポーツチームの公式戦等の開催 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|-------------------------|-----------------|-------------|
| 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 54.5% | 70% |
| 国内外ナショナルチーム等のキャンプ年間誘致件数 | 12件 (2021年度) | 15件 |

(2) 競技スポーツの推進

<めざす姿>

- ・世界の舞台で活躍するようなトップアスリートの継続的な輩出等を通じて、県民が夢や勇気を感じている。
- ・スポーツ・インテグリティが確保され、競技者の安全・安心が守られている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 競技力の向上

本県の子供たちが取り組む競技・種目の種類や競技人口の裾野を広げます。また、ゴールデンキッズ育成プログラムと競技団体が行う普及・強化をつなげ、ジュニア期からの一貫指導体制の充実を図ります。さらに、最新の指導方法を習得するため研修会を実施し、優秀な指導者の養成をめざします。

- ▶ゴールデンキッズ育成プログラムの成果検証と必要な改善
- ▶指導者の発掘・養成
- ▶競技団体との連携による強化事業の実施 ▶スポーツ医・科学サポートの充実 など

2 スポーツ・インテグリティ¹⁹の確保

普段の活動や研修会等を通して、スポーツの土台であるフェアプレーの精神を醸成するとともに、アスリートが安心して競技に臨めるよう、スポーツ団体と連携し、公正で公平なスポーツ環境を整備します。

- ▶関係機関と連携したアンチ・ドーピング活動の推進
- ▶スポーツ団体へのガバナンスコード²⁰の普及促進 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|----------------------------------|------------------|--------------------|
| 国民体育大会男女総合成績 | 39位 | 20位台 |
| オリンピック・パラリンピック競技大会における本県関係者の出場者数 | 13名 (2021年東京) | 15名以上 (2024年パリ) |
| 全国高等学校総合体育大会での8位以上種目数 | 37種目 | 50種目 |

¹⁹ スポーツ界における誠実性・健全性・高潔性。

²⁰ スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。

3 文化芸術に親しむ環境の充実

<めざす姿>

- ・多様な展覧会や公演、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会が充実し、文化芸術への興味関心が高まっている。
- ・貴重な文化芸術に関する資料が適切に保管され、活発に研究・活用されている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 県民の文化芸術活動の促進

県民一人一人の自主的な文化芸術活動が活発に行われるよう支援するとともに、多様な分野の芸術に直接触れ合う機会を確保します。

- ▶「きのくに文化月間」の実施 ▶県美術展覧会・県ジュニア美術展覧会の開催（再掲）
- ▶県民や県内文化団体の活動への助成
- ▶県立文化施設等における魅力的な公演や展覧会等の実施
- ▶県内自治体との合同展覧会の実施
- ▶児童生徒が博物館等施設で学ぶ機会の拡充（再掲） など

2 文化芸術の保管・研究・公開

県民が本県の豊かな文化芸術を生活の中で享受できるよう、文化的資料や芸術作品等の適切な保管や研究、公開に取り組みます。

- ▶南葵音楽文庫の公開や成果の発信
- ▶学芸員による、調査研究や資料収集の充実とその成果の積極的な県民への普及
- ▶文化芸術を後世に継承するための保管環境の整備
- ▶博物館施設の収蔵品等のデジタル化（共通データベース整備及びポータルサイトでの公開、VR 導入等）（再掲） など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---|----------------------|-------------|
| 文化施設入館者数（年間） | 502,207人 (2021年度) | 780,000人 |
| うち県民文化会館の年間入館者数 | 313,795人 | 544,000人 |
| うち博物館施設（県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館）の年間入館者数 | 188,412人 | 236,000人 |

4 文化遺産の保存と活用の推進

<めざす姿>

- ・有形・無形の文化財について、学術的に評価されるとともに、積極的に保存と活用が進められている。
- ・多くの文化遺産を有する郷土を誇りに思うとともに、文化財を次世代に継承しようとする機運が高まっている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 文化遺産の保存・保全

学術的な調査・研究を基に文化財の指定・登録を進め、適切な保存を図るとともに、自然災害や盗難等に備えた防災・防犯の取組を推進します。

- ▶世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全
- ▶岩橋千塚古墳群の追加指定
- ▶文化財の計画的な保存修理及び新たな文化財指定等の推進
- ▶文化財の防災・防犯対策の推進
- ▶文化財総合データベースの整備と活用 など

2 文化遺産の活用

公開に向けた整備等を促進するとともに、ふるさとの文化財に現地で触れたり、教材を生かして学習したりする機会を設けるなど活用を図ります。

- ▶世界遺産及び日本遺産の学習・理解の促進
- ▶県立紀伊風土記の丘の新館建設（再掲）
- ▶岩橋千塚古墳群の未公開石室等のデジタル化と情報発信 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 新たに指定・登録された文化財の件数 （追加指定含む） | — | 115件 |
| 県内文化財の保存活用に関する計画の策定 件数 | 10件 | 15件 |

基本的方向5 多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現

1 人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

<めざす姿>

- ・児童生徒が、自他を認め合い、大切にしようとしている。
- ・人権について学んだことが児童生徒の態度や行動に現れ、自他の人権が守られている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 教職員の資質向上

教職員が人権を尊重する意識を高め、時代や社会の変化に応じた確かな人権感覚を身に付けられるよう研修を実施します。

- ▶人権教育担当教員等研修会の実施
- ▶学校等からの要請研修の実施 など

2 現状・課題の把握と学校支援

調査や学校訪問等を通して、人権教育の推進状況や各学校等の課題の把握に努め、指導助言します。

- ▶人権教育の推進に関する調査や学校等への訪問の実施 など

3 人権教育の視点を大切にした授業の改善・充実に向けた支援

子供が主体的に人権学習に取り組み、人権感覚を高められるよう授業の改善・充実に支援します。

- ▶協力的・参加的・体験的な学習の推進
- ▶人権教育リーダー養成講座の実施
- ▶人権教育に係るモデル事業の実施 など

4 今日的課題と好事例の情報発信と情報共有

今日的な人権課題に関する資料や、参考となる実践事例を掲載した指導資料を作成し、授業での活用の普及に取り組みます。

- ▶『校内研修のための資料集』の作成・活用普及
- ▶『授業実践事例集』の作成・活用普及 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値（2022年度） | 目標値（2027年度） |
|---|------------------------|--------------------|
| 人権教育担当教員等研修会の内容について校内伝達研修を実施した学校の割合 | 35.9% | 100% |
| 自分には、よいところが「あると思う」「どちらかといえば、あると思う」と答える児童生徒の割合（再掲） | 小学校 79.4% 中学校 77.3% | 小学校 90% 中学校 85% |

(2) 社会教育における人権教育の推進

<めざす姿>

- ・各地域において、人権教育を推進する人材が豊富にいる。
- ・人権について学ぶ機会が充実している。
- ・自己の価値観等に固執することなく、新しい価値の創造や誰もが暮らしやすい社会の形成に向けた意識や意欲が醸成されている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

- 1 地域における啓発及び指導力の向上
人権教育を進めるための研修会を実施し、地域住民への啓発や指導者の資質向上を図ります。
▶人権教育地方別研修会の実施 ▶人権教育指導者研修講座の実施 など
- 2 指導資料等の作成・活用普及
地域の指導者や保護者が人権教育・啓発を行う際の資料や教材を作成し、その活用普及に取り組みます。
▶『実践に学ぶ』の作成・活用普及 ▶『人権学習パンフレット』の作成・活用普及 など
- 3 地域や保護者に向けた学習機会の整備
様々な人権課題への認識を深めるための保護者学級支援や地域の実情に沿った教育・啓発事業等を支援します。
▶市町村の教育・啓発事業等への支援 ▶保護者学級への支援 など
- 4 障害のある人への支援・識字教育の推進
障害者団体への事業委託を通じて、障害のある人の社会参加を支援します。また、研修会や交流会への開催を通じて識字教育を推進します。
▶障害者団体への事業委託 ▶よみかき交流会の実施 など

<めざす姿の進捗に関する指標>

| 指標 | 基準値 (2022 年度) | 目標値 (2027 年度) |
|-----------------|------------------|---------------|
| 人権学習パンフレットの活用状況 | 61% (2021 年度) | 70% |

2 多様な背景をもつ人を支える取組の推進

<めざす姿>

- ・様々な理由で教育を受けることができなかつた人々や学び直しを希望する人が、自身の夢や希望に応じて学ぶことのできるセーフティネットが整備されている。
- ・全ての人が社会の一員として活躍できるよう、教育における物理的な障壁が取り除かれている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

1 必要とする人に支援が行きわたる仕組みの構築

授業料の減免や大学等への進学支援金の貸与を行うことで、経済的な事情で学習の継続が困難な子供の学習機会確保に努めます。

- ▶高等学校等就学支援金制度 ▶高等学校の授業料減免制度
- ▶和歌山県大学生等進学支援金の貸与 ▶和歌山県修学奨励金の貸与
- ▶奨学のための給付金の支給 ▶通学費補助や教科書等無償給与 など

2 学校施設のバリアフリー化

災害時対応や開かれた学校という点から、誰もが安全安心して学校施設を活用できるよう、物理的な障壁を取り除くためのバリアフリー化を推進します。

- ▶公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等（再掲） ▶多目的トイレの整備 など

3 多様な学習の機会の整備・充実

多様なライフスタイルやライフステージの変化に応じた学びや不登校児童生徒の学び、年齢・国籍に関係なく学べる機会の充実を図ります。

- ▶「きのくに学びの教室」の充実 ▶リカレント教育の実施
- ▶夜間中学の開設 ▶ICTを活用した学習支援の充実（再掲） など

4 福祉関係機関等との連携強化

虐待等により人権侵害を受けている子供や、家庭環境などにより学業や学校生活に困難を抱えているヤングケアラーなどの児童生徒を早期に発見し、関係機関と連携した対応を促進します。

- ▶スクールソーシャルワーカーを核とした円滑な福祉行政との連携強化
- ▶要保護児童対策地域協議会を通じた連携
- ▶若者サポートステーション With You との連携 など

5 多様な性的指向・性自認に係る対応

個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うとともに、多様な性をもつ児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、環境の整備を行います。

- ▶多様な性への理解に基づく校則等の整備
- ▶LGBTQに係る児童生徒の相談・支援体制の充実
- ▶申請書等における不要な性別欄の原則削除 など

3 多様性を認め合う教育の推進

この項では、公平公正な関係にある多様な価値観をもった人々が協働する社会の実現に向けて、関連する個々の取組について方向性を揃え、調和的に進めるため、「多様性を認め合う教育の推進」として再整理しました。

<めざす姿>

- ・県民が、教育を地域社会全体の問題として捉え、社会総がかりで子供たちの成長を支えている。
- ・大人も子供も学び、互いに成長しようとする意識が醸成され、具体的な行動につながっている。
- ・教職員は、全ての児童生徒の個性や特性に価値を認め、その能力や可能性を伸ばそうとしている。
- ・全ての人が価値ある存在として尊重されるよう、大人だけでなく成長過程にある子供も一人の人格として認められ、その人権が守られている。
- ・性別、性的指向・性自認、年齢、障害の有無、文化や個人の価値観など、それぞれの違いを自然に受け入れ、互いに認め合っている。
- ・多様な存在が認められる環境の中で、全ての県民が能力や可能性を伸ばすことができている。

<めざす姿の実現に向けた取組>

- 1 多様な価値観や在り方・生き方を尊重する心情や態度の涵養
道徳教育や人権教育の推進により、自他の命や体を大切にすることを土台として、多様性を尊重できる心情や態度を育みます。
- 2 誰もが学びや活動にアクセスできる環境の整備
全ての人が生涯にわたって学習や読書、スポーツや文化芸術などを楽しむことのできる環境づくりを進めます。
- 3 個に応じた多様な学びの整備
個別最適化された学びや、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ交流及び共同学習の機会の充実を図るなど、多様な教育ニーズに応じた学びの場を提供します。
また、ICTの積極的な活用により、不登校児童生徒の多様な学び方を支援します。
- 4 多様性を認め合う教育を牽引する教職員の育成
多様性の尊重や人権教育、男女平等教育に関する研修会を開催するとともに、県内各地域において実践を深めている学校の取組を共有する機会を設定します。
- 5 多様性の尊重に向けた教育施策の一体的推進
子供たちや県民の方々の立場に立った機能的な施策とするため、教育庁における取組を一体的に進めるとともに、学校・家庭・地域の協働、市町村との連携等を一層図ります。

教育における PDCA サイクルを効果的に機能させるため、計画期間を通じて、指標等の妥当性の検証と、的確な指標等の設定の研究を行います。

